

平成19年(2007年)3月9日

建設委員会資料
都市整備部公園・道路担当

中野区立公園条例(昭和33年中野区条例第22号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 (略) (使用料等)</p> <p>第10条 公園施設を設置又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第1に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 公園を占用する者からは、別表第2に定める占用料を徴収する。ただし、第24条の規定により指定管理者が第18条第2号に規定する臨時的占用について利用料金を收受する場合は、当該占用料は徴収しない。</p> <p>3 有料施設(第24条の規定により指定管理者が利用料金を收受する施設を除く。)を使用する者からは、別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>4 前3項及び第25条第1項の使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)の徴収方法は、中野区規則の定めるところによる。</p> <p>第11条～第23条 (略) (利用料金)</p> <p>第24条 指定管理者は、臨時的占用について別表第4に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として收受することができる。</p> <p>2 指定管理者は、有料施設の使用について別表第5に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として收受することができる。</p> <p>3 指定管理者は、前2項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 第19条第1項の規定により読み替えられた第6条の規定により臨時的占用の許可を受けた者は、第1項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。</p> <p>5 第20条第1項の規定により指定管理者による有料施設の使用の承</p>	<p>第1条～第9条 (略) (使用料等)</p> <p>第10条 公園施設を設置又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第1の範囲内において中野区規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2 公園を占用する者からは、別表第2の範囲内において中野区規則で定める占用料を徴収する。ただし、第24条の規定により指定管理者が第18条第2号に規定する臨時的占用について利用料金を收受する場合は、当該占用料は徴収しない。</p> <p>3 前2項及び第25条第1項の使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)の徴収方法は、中野区規則の定めるところによる。</p> <p>第11条～第23条 (略) (利用料金)</p> <p>第24条 指定管理者は、臨時的占用について別表第3に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として收受することができる。</p> <p>2 指定管理者は、有料施設の使用について別表第4に定める限度額の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として收受することができる。</p> <p>3 指定管理者は、前2項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 第19条第1項の規定により読み替えられた第6条の規定により臨時的占用の許可を受けた者は、第1項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。</p> <p>5 第20条第1項の規定により指定管理者による有料施設の使用の承</p>

認を受けた者は、第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、中野区規則の定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

7 指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、中野区規則の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収等)

第25条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等において、区長が臨時に当該公園の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表第4に定める限度額の範囲内において区長が定める占用料を徴収し、及び別表第5に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

2 別表第4の規定は前項の規定により占用料を徴収する場合について、別表第5の規定は同項の規定により使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、別表第4中「利用料金」とあるのは「占用料」と、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第26条～第27条（略）

別表第1（第10条関係）

土地の使用料

種別	単位	金額	
		地上	地下
土地	1平方メートル、1月	781円	520円

公園施設の使用料

種別	単位	金額
売店	1箇所、1月	19,383円

付記

- 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

認を受けた者は、第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、中野区規則の定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

7 指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、中野区規則の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収等)

第25条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等において、区長が臨時に当該公園の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表第3に定める限度額の範囲内において区長が定める占用料を徴収し、及び別表第4に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

2 別表第3の規定は前項の規定により占用料を徴収する場合について、別表第4の規定は同項の規定により使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、別表第3中「利用料金」とあるのは「占用料」と、別表第4中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第26条～第27条（略）

別表第1（第10条関係）

土地の使用料

種別	単位	金額	
		地上	地下
土地	1平方メートル、1月	781円	左記金額の3分の2の額

公園施設の使用料

種別	単位	金額
公園施設	1箇所、1月	19,383円

付記

- 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

別表第2(第10条関係)

公園の占用料

占用物件		単位	金額
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき 1月	1,185円
標識		1本につき 1月	702円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1月	117円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		292円
	外径1メートル以上のもの		585円
電線	電線	長さ1メートルにつき 1月	117円
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	117円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	292円
		外径1メートル以上のもの	585円
鉄塔		占用面積 1平方メートルにつき 1月	878円
変圧塔、マンホール類		1個につき 1月	878円
郵便差出箱又は信書便差出箱		1個につき 1月	351円
公衆電話所		1個につき 1月	878円
地下の占用物件	地上露出部分	占用面積1平方メートルにつき 1月	418円
	地下部分	占用面積1平方メートルにつき 1月	292円
高架の占用物件		占用面積1平方メートルにつき 1月	321円
天体気象又は土地の観測施設		占用面積1平方メートルにつき 1月	477円

別表第2(第10条関係)

公園の占用料

占用物件	単位	占用料の限度額	
電柱、標識	1本につき 1月	1,193円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	長さ1メートルにつき 1月	589円	
鉄塔	占用面積 1平方メートルにつき 1月	884円	
変圧塔、マンホール類	1個につき 1月	884円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき 1月	353円	
公衆電話所	1個につき 1月	884円	
地下の占用物件	地上露出部分 地下部分	占用面積1平方メートルにつき 1月 占用面積1平方メートルにつき 1月	349円 268円
高架の占用物件		占用面積1平方メートルにつき 1月	268円
天体気象又は土地の観測施設		占用面積1平方メートルにつき 1月	398円

写真撮影	常時占用	1台につき 1月	<u>6,960円</u>
	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,232円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>10,875円</u>
その他の占用	占用面積1平方メートルにつき 1日	29円	

写真撮影	常時占用	1台につき 1月	<u>6,480円</u>
	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,200円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>9,720円</u>
その他の占用	占用面積1平方メートルにつき 1日	29円	

別表第3（第10条関係）

有料施設の使用料

種別	単位	金額
学習室	1回(4時間以内)	400円

別表第4（第24条、第25条関係）

臨時の占用に係る利用料金

占用物件		単位	限度額
写真撮影	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,232円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>10,875円</u>

別表第5（第24条、第25条関係）

有料施設の利用料金 (略)

附属施設の利用料金 (略)

附属設備の利用料金 (略)

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けている者のうち、当該使用又は占用の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第3（第24条、第25条関係）

臨時の占用に係る利用料金

占用物件		単位	限度額
写真撮影	臨時的な占用	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,200円</u>
ロケーションのための臨時的な占用	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>9,720円</u>

別表第4（第24条、第25条関係）

有料施設の利用料金 (略)

附属施設の利用料金 (略)

附属設備の利用料金 (略)